

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 抜粋

(平成十六年六月十八日)

(法律第百十二号)

(都道府県協議会の組織)

第三十八条 都道府県協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都道府県知事をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

二 防衛大臣が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者

三 当該都道府県の副知事

四 当該都道府県の教育委員会の教育長、警視總監又は当該道府県の道府県警察本部長及び特別区の消防長

五 当該都道府県の職員(前二号に掲げる者を除く。)

六 当該都道府県の区域内の市町村の長及び当該都道府県の区域を管轄する消防長

七 当該都道府県の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 都道府県協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び国民の保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(平一八法一一八・一部改正)

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会(以下この条及び次条において「市町村協議会」という。)を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。)

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の副市町村長

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

六 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。)

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

平成18年6月28日

条例第256号

改正 平成18年9月29日条例第299号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、南丹市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事20人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第299号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成19年2月20日

告示第29号

改正 平成19年7月30日告示第180号

平成21年6月30日告示第171号

平成22年12月15日告示第231号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南丹市国民保護協議会条例(平成18年南丹市条例第256号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、南丹国民保護協議会(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の専決処分)

第2条 会長は、会議を招集するいとまがないと認められるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(会長の職務代理)

第3条 条例第3条の規定による会長の職務を代理する委員は、南丹市副市長の職にある委員とする。

(代理人の出席)

第4条 委員がやむを得ない事情により自らが会議に出席できないときは、その代理人を出席させることができる。

2 委員は、前項の規定により代理人を出席させようとするときは、あらかじめ、当該代理人の氏名その他必要な事項を会長に届け出なければならない。

3 代理人は、委員と同一の機関に属する者で、委員が指名するものとする。

4 代理人は、委員と同様に会議において発言し、会長を通じて、当該会議に付される事項について、書面により意見を提出することができるものとする。

(委員の異動報告)

第5条 条例第2条第1項の委員が、勤務所の異動等により変更があったときは、前任者は後任者の職氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、南丹市総務部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年2月20日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱等は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成21年6月30日告示第171号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年12月15日告示第231号)

この告示は、平成23年1月1日から施行する。